

負担限度額・おむつ代医療費控除について

●ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

	ショートステイ利用者		差額/日
	R3.7 月迄	R3.8 月～	増
第 2 段階	390 円	600 円	+210 円/日
第 3 段階①	650 円	1,000 円	+350 円/日
第 3 段階②	650 円	1,300 円	+650 円/日

令和 3 年 8 月 1 日 から

負担限度額認定とは？

一介護保険施設等の食費・居住費の減額制度ー

その方の負担限度額を超えた分の居住費と食費の負担額が介護保険から支給される制度です。

●認定要件である預貯金額が変わります

負担段階	預貯金等の資産の状況
第 2 段階	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
第 3 段階 ①	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下
第 3 段階 ②	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下

ショートステイ利用の方は自己負担額が増えます。ご確認くださいようにお願いします。



●おむつ代に係る医療費控除証明申請手続きについて

（下記に該当する方は H14 年 12 月～市町村が発行する証明書により代えることができます）

♡利用できる人（以下のすべてに該当する人）♡

- *2 年目以降であること（1 年目：「おむつ使用証明書」（医師発行）により医療費控除を連続して受けている
- *当該年に介護保険法に基づく申請を行い要介護認定に係る主治医の意見書の以下のすべての内容が確認できた場合
 - 1, 作成日が当該年であること
 - 2. 「障がい高齢者の日常生活自立度」が「B1, B2, C1, C2」のいずれか
 - 3. 「尿失禁の発生可能性」が「あり」

★医療機関で証明を受ける場合は、「おむつ証明書」★

傷病によりおおむね 6 ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受け、おむつを使う必要があると認められた場合

（要介護認定有効期間が 13 ヶ月以上の人で、当該年に要介護認定申請をされていない人については前年又前々年の要介護認定申請時の主治医意見書の項目で判断し、すべて該当すれば利用できる）

*申請に必要なもの

- おむつ代に係る医療費控除の証明申請書（申請書を利用する） ●介護保険被保険者証
- 印鑑（被保険者本人、被保険者本人死亡の場合は申請者） ●証明手数料 300 円
- 申請者の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）